

医療的ケア児等支援部会の報告

(令和4年4月～令和4年6月)

1 開催日 ※偶数月 第3火曜日 14:00～

令和4年4月19日、6月21日

2 取り組みについて

保健、医療、福祉、教育分野における関係機関が連携を図り、医療的ケア児者やその家族を取り巻く課題の解決に向けて協議していきます。

昨年度まで活動してきた連絡会から今年度は部会として位置づけて活動していきます。

取り組み内容としては、「医療的ケア児者が利用できる社会資源等の情報」をまとめたガイドブックの作成をするとともに、支援する上で必要な仕組みや事業化できることを検討していきます。

本人や保護者、家族、各関係機関の支援者が必要な「医療的ケア児者が利用できる社会資源等の情報」をまとめたガイドブックについては、すでに作成している他県や他市を参考にし、どのような情報・項目が必要なのか、どのような媒体（紙、インターネット等）で情報を集約し、情報発信していくのかなど部会員が持ち寄り、意見を出し合いました。

ネット社会である今、紙よりもインターネットを利用して情報収集をしていくことが多く、部会としても段階的に最終目標としてインターネットを利用した発信の方法を整えていけたらと考えています。

3 その他

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「支援法」）が令和3年9月18日に施行されました。支援法において、愛知県は「医療的ケア児支援センター」を令和4年4月1日から設置しています。第1回では、「医療的ケア児支援センター」の県内の設置及び担当圏域、業務内容、機能などを教えていただきました。